

広島県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十六号

広島県議会委員会条例の一部を改正する条例

広島県議会委員会条例（昭和三十四年広島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「十一人」を「十人」に改め、同条第四号中「土木局」を「土木建築局」に改め、同条第五号中「十一人」を「十人」に改める。

第十七条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月三十日から施行する。ただし、第二条第四号及び第十七条の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。